記者発表資料

令和８年　３月１１日
北上川下流河川事務所

吉田川堤防法面に不法投棄（タイヤ）を発見
～警察と協力して原因者特定に努めます～

３月１０日(火)１４時頃、宮城郡松島町幡谷字岩下地内の吉田川右岸堤防法面でタイヤ８本の不法投棄を発見しました。

警察に通報し、警告看板を設置して巡視を強化します。

詳細は次のとおりです。

① 発見日時　３月１０日（火）１４時００分頃（河川巡視により発見）

② 発見場所　宮城郡松島町幡谷字岩下地内　吉田川右岸 13.6k 付近
（堤防川表法面）別紙参照

③ 投棄状況　タイヤ８本の廃棄物が放置されている状況
（前回巡視時(３月６日（金）１４時頃)は確認されておらず）

④ 対応状況　塩竈警察署へ通報、警告看板設置予定。

不法投棄は「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対して関係機関と協力し原因者の特定に努めます。

●罰則については、以下のとおりです
- 河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

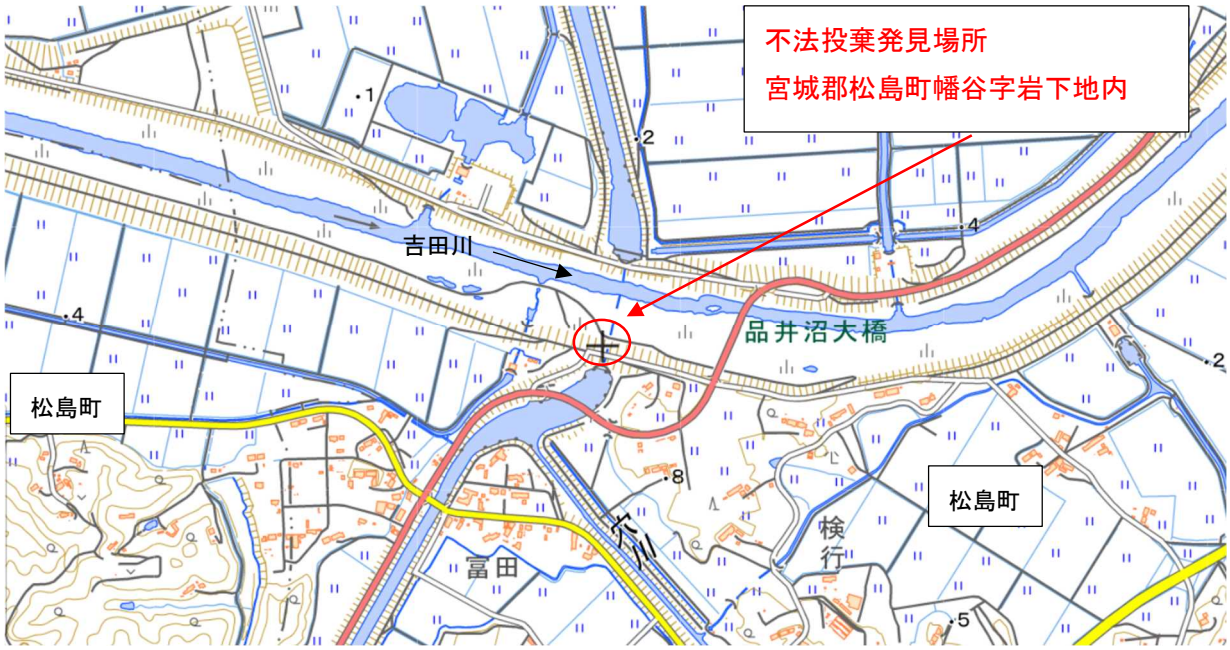
※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省　北上川下流河川事務所
石巻市蛇田字新下沼８０
電話０２２５－９４－９８５２（管理課直通）
管理課長　髙橋　伸忠（内線３３１）

鳴瀬出張所
宮城郡松島町高城字水溜下１－１
電話０２２－３５４－３１０１（代表）
出張所長　泉　秀之

別紙

位置図・不法投棄状況写真



出典：地理院地図に不法投棄発見場所等を追記して掲載



不法投棄（タイヤ）状況